

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：32699

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25245029

研究課題名(和文)多極化する世界への文際的歴史像の探求

研究課題名(英文)Towards a "Transcivilization" Approach to History in a Multi-polar World

研究代表者

大沼 保昭 (Onuma, Yasuaki)

学習院女子大学・国際文化交流学部・客員研究員

研究者番号：50009825

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 27,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、中国の台頭、世界の多極化などの21世紀の世界政治の変動を長期の文明史に位置付け、総合的な世界認識の枠組みを提示することを目指してきた。4年間の学際研究を通じ、(1)前近代における自己中心的普遍主義を有する文明圏の併存から近代の欧米中心的主権国家体制の世界的確立という「文際的視点」から世界史を捉える方法の有効性と限界、(2)欧米中心的認識が地球化する過程における人々の重層的な帰属意識の変容、その多層的な交錯が検討された。そのことを通じ、「国家」「文明」「アジア」「イスラーム」など実体化されやすい概念を相対化し、「国家・民族・宗教・文明」の「対立」という発想を克服する途を展望した。

研究成果の概要(英文)： We have aimed at providing a comprehensive framework to investigate the changing realities of the 21th century world such as the resurgence of China as a superpower and the multi-polarization of the world, and to appreciate them from a historical perspective of civilizations. Through interdisciplinary research, we have explored (1)the relevance and limitations of what we call a "transcivilizational" approach to history to appreciate the fundamental change in human history from the co-existence of ego-centric universalistic civilizations to the establishment of West-centric sovereign states system in the modern era, and (2) the shift in the multi-layered identity of non-European peoples generated in the process of Westernization. By critically examining the prevalent concepts such as "nation," "civilization," "Asia," and "Islam," which tend to be essentialized, we have sought to overcome the widespread ideas of "conflicts" among nations, ethnic (or religious) groups, and civilizations.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 国際秩序 文明 地域 アイデンティティ アジア

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 21世紀は、19世紀後半から全世界を覆ってきた欧米中心の国際秩序が、かつて欧米を凌ぐ経済・文化超大国だった中国などの復活により、大きく揺らぐのではないかと考えられる。中国(さらにインドも)は欧米列強による植民地化・半植民地化を被り、低開発状態に置かれるという屈辱を味わってきたため、超大国化した場合、欧米先進国への怨念と前近代に有していた自己の文明的優越性への自負心から、欧米中心の国際秩序に挑戦的な態度をとる可能性がある。他方、欧米は自らの普遍主義的理念への確信とソフトパワーの優位性から、勃興しつつある諸国に潜在する被害者意識に無自覚なまま、これらの国々のプライドを深く傷つける行動をとりかねない。

(2) 研究代表者は1970-80年代には日本の戦争責任、グロティウスを中心とする近代欧州法思想史の研究を通じて、中国等非欧米諸国の歴史認識、被害者意識の問題を考えると同時に、近代欧米の普遍主義的発想を基礎とする国家中心の認識枠組みを批判的に研究してきた。2010年からは、これらの研究を踏まえて包括的な形でこのテーマに取り組むため、上記の関心に応えうる優れた研究者に呼びかけて共同研究を組織し、同時に、共同研究者たちと意見を交換し合う学者、法曹、外交官などを含む、助言と相互批判の国際的ネットワークも構築した。

## 2. 研究の目的

国際法・国際政治・東アジア・欧州・イスラーム・南北アメリカ・南アジア・ロシア・宗教などの領域(主にその歴史・思想史研究)で優れた業績を挙げている研究者の共同研究により、以下の3点から新たな世界認識の構築に努める。

(1) 歴史上さまざまな規模で生を営んだ人間集団を、「国家」「宗教」「言語」「地域世界」などを基準とする帰属意識(自己認識と他者認識)の観点から分類し、世界各地に存在していた多様な人間集団(社会)の存在とそれらの関係を「国家」「文明(圏)」「地域世界」などの概念で把握する射程と問題性を検討する。近代の歴史認識では、人間集団の基礎単位を国家に置き、その関係を「国際」関係として捉える手法が一般的だったが、本研究は、そうした国家中心の方法の意義と限界を踏まえた上で、前近代における自己中心的普遍主義を有する文明圏(欧州、東アジア等)の併存から近代の欧米中心の主権国家体制の世界的確立という「文際的視点」から捉える方法の意義と問題性を探る。

(2) 各地域の事例研究の積み重ねから、人々の自己・他者認識が構築されるメカニズムとそれに基づく各種人間集団間の関係とその変化の解明を試みる。本研究の一つの眼目は今日支配的な欧米中心の思考様式を受け入れた側の世界認識の変容過程を解明す

ることにあるが、本研究はその際同一人の中に重層的な文化的帰属性が併存するという見方に立脚して、欧米中心的認識が地球化する過程での人々の重層的な帰属意識とその変容、それらの多層的な交錯のあり方の認識をめざす。

(3) 中国(さらにインド)の「再」超大国化(の可能性・蓋然性)を米中覇権「国」の交代(さらにEU、インドなどを含む諸権力の併存)というだけでなく、長期の文明史に位置付け、かつ中印の屈辱的な近代史に由来する被害者意識にも着目することにより、将来の国際秩序のあり方に、総体的で現実適合的な認識枠組みを提示することを目指す。人々の自己・他者認識の変革は容易ではないが、「階層」「性」「国」「文化」「宗教」「文明」等への人々の重層的帰属性の概念によって、「国家」「文明」「アジア」「イスラーム」など、実体化されやすい概念を相対化し、「国家・民族・宗教・文明」の「対立」という発想を克服する途を探ることを目的とする。

## 3. 研究の方法

当初は共同研究を 総括班、「地域」検討班、近代欧州普遍主義検討班の三班に分けて班別研究会と全体研究会を開催する予定だったが、学際的・国際的な共同研究の強みを生かすため年3回の全体研究会を行うことに変更した。海外メンバーも可及的に全体研究会に参加し、最終年度は国際シンポジウムを行うという計画は維持して研究メンバー全体の理解の共有との認識の深化を図った。

本研究では中国など非欧米・非先進国の人々が、一方で民主主義、人権等、近代欧米のもたらした価値を追求すると同時に、他方で儒教、仏教、ヒンドゥー教などの文明的刻印を帯び、さらに近現代における欧米の植民地支配や覇権の下での屈辱という怨念を併存させている重層的なあり方に着目する。民族、国民や「個人」概念を絶対化するのではなく、同一人物が複数の文化に重層的に帰属するという見方から、支配/被支配、近代欧米文明の受容/抵抗、「国家」の対立、「文明」の衝突という二項対立的認識を超えようとする。本研究はこうした人間の重層的文化的帰属性という理解の下に、国際法(史)、国際関係(史)、各国・地域(史)をその植民地支配関係と植民地内関係を含めて、機能化・相対化された「地域世界」ないし「文明圏」の相互関係とその変容という文明史的な観点から捉えようとする。「文明」に関する議論は学問的厳密さを欠く通俗的な議論に墮しやすいが、本研究は各専門分野で高度の研究業績をあげてきた研究者に参加者を限り、transcivilizational perspective, egocentric universalism 等の分析・説明概念を具体的に適用し、共同研究者がその射程と限界を検証することにより、この陥穽を回避する。さらに研究代表者が確立した各領域

の専門家・実務家からなる国際的なネットワークは、本研究の国際的なレビューとして研究の質を保証し、かつ本研究の海外への発信を媒介する場として位置付けられる。

#### 4. 研究成果

(1) 本共同研究は、科研資金を受領前の2011年から研究活動を開始しており、2012年1月から上述の研究目的と方法について参加者の共通認識を構築するため、Geyer & Bright, "World History in a Global Age", 羽田『新しい世界史へ』、Onuma, A Transcivilizational Perspective on International Lawの合評会を行い、共同研究を遂行するための方法概念をメンバーが議論した。具体的には、「世界の各地域を同時代的に比較する『輪切り』」、「世界の各地域・集団を文明圏として捉え、それらの関係の理解を目指す『文際的視点』」などの有効性・射程と限界・問題性について議論を重ねると共に、「国家」「法」「社会」「条約」などの現代の観念を無意識裡に過去に適用することの問題性について研究メンバーの認識の共有化を図った。

科研が始まった2013年10月から2014年3月は、Buzan & Little, International Systems in World Historyの合評会と19世紀における世界の各地域のあり方を検討した。ここでは、上述した「国家」「民族」「国民」(さらに「国際」)概念によって前近代の人間集団を叙述・分析することの問題性がメンバーに共有されていたことから、「international system」を超歴史的な国家間システムとして古代から現代まで妥当する方法概念として用いる国際法史・国際関係史のあり方の問題性が明らかにされた。

(2) 2014年度は、2014年9月、12月、2015年1月に研究会を行い、18世紀と第二次大戦後の脱植民地化の時期を中心に、東アジア、イスラーム支配地域、欧州、ユーラシア、アフリカなどの諸地域における地域システムのあり方(東アジアの「華夷秩序」や「イスラーム世界」について、はたしてこれを「システム」と言えるのか、また「イスラーム世界」が近現代に創造された概念であり、前近代に適用可能なのか、という問題提起もあった)人々の世界像、自己・他者認識、諸集団間の関係などを検討した。

これは、それぞれの個別地域・国家・諸集団のあり方を学び合うと共に、世界の諸地域の国家や地域体系のあり方、人々の世界像や自己意識などを同時代的に、いわば「輪切り」にして比較検討する方法の意義と限界を探るものでもある。また、2015年1月の研究会では、人々の世界像に大きな影響を与える宗教についても、「宗教」とその「比較」の意味、初期仏教の組織論などを検討した。宗教に関する研究報告(伊達「宗教を並べて語る枠組みを問う」、佐々木「仏教の組織論」とそれに関する討論)は、近現代史、国家・地

域・国際の政治・法の専門研究者が多数を占める本共同研究にとって視座の相対化を迫るものであり、学際的研究の意義を示すものだった。

脱植民地化の時期は、近代世界を特徴付ける欧米の優位を支えた植民地支配が崩れ、冷戦と新たな地域秩序の模索の中で多様な選択肢が存在した時期である。本共同研究では、アフリカ、インド、英仏植民地、朝鮮と台湾の事例を検討すると同時に「脱植民地」「植民地支配」「帝国」などの概念の意味と有用性・問題性をも検討するため、ソ連の解体、中国における少数民族への支配の問題(主にチベット・ウイグル問題)も検討した。さらに、同時代の「輪切り」の視点の有効性とその限界を考えるため、宗教を軸に世界史を捉える視点を複数の報告者の報告とそれに対する質疑、批判を通じて検討した。報告は海外研究協力者(Zachmann)を含む共同研究者によるものだったが、アフリカについては非メンバーの武内進一氏に報告を依頼し、同氏はその後共同研究メンバーとなった。

(3) 2015年度は、2013・14年度の研究を踏まえて、21世紀における中国(とインド)の「台頭」と21世紀の国際秩序変容の可能性を中心に、ラテンアメリカ、近代国際法と国際政治の関係、近代日本の西洋文明受容における国際法の問題など、学際性を生かした研究を遂行した。前年度に引き続き、メンバーの報告のほか、外部の研究者を招いて報告してもらい、本共同研究のメンバーの共通認識と研究のための方法概念を相対化する試みをさらに深化させた。

具体的には、中印の「台頭」に関しては、19世紀から21世紀における中印の位置付けを両国の内在的視点から検討すると同時に、世界(国際)システムや文明史の観点からの中国の位置付けなど、「世界」「国際社会」「国際システム」の観点からの両国の「台頭」の理解の深化に努めた。また、本研究会は世界史のいくつかの段階に着目し、その時期の世界を「輪切り」にして、世界の各地域に存在していた地域秩序、その秩序を支えていた価値観や文化、各地域に住む人々のアイデンティティの様相を探る手法をとってきたが、この手法の是非を検討し、新たな認識枠組みの可能性を検討するために、斎藤修氏(日本学士院会員、経済史)、瀧川裕英氏(立教大学、法哲学)、安彦一恵氏(滋賀大学、倫理学)、初見基氏(日本大学、政治思想)を招いて議論を行った。

なお、2015年度には、2013・14年度に共同研究に十分参加出来なかった数名のメンバーを、2013年度に共同研究の発足にあたり研究の趣旨・目的には大いに関心があるが、大学での行政事務などの諸事情から参加出来なかった数名の学者と入れ替え、学際的・国際的・文際的共同研究としての本研究のさらなる深化を図った。2015年度から参加したメンバーは、2013年度以来の研究活動の記録も

把握しており、研究会への参加度も報告・討論への貢献度も高く、充実した報告を行った外部講師と共に、本共同研究に大きな成果をもたらしたと考える。

(4) 最終年度の 2016 年度は、以上の研究の成果を踏まえて 3 回の研究会と 1 回の国際シンポジウムを行い、研究目的に照らして大きな成果を上げることが出来た。

研究会では、まず 7 月に研究代表大沼と、大沼に協力して 4 年間の共同研究を支えてきたシニアメンバーの木畑、渡辺が、本共同研究の基本的な認識枠組みにかかわる報告を行い、さらに酒井啓子氏(千葉大学、イスラーム研究)、秋田茂氏(大阪大学、グローバルヒストリー)、矢澤修次郎氏(成城大学、社会学)が外部講師として報告を行って、過去 3 年間の研究会の成果を再検討し、新たな世界史の叙述のあり方を探る方向付けを行った。さらに 11 月と 2017 年 1 月の研究会では、19 - 21 世紀の東アジア、米国、地中海、欧州、インド、ユーラシア、アフリカ、オスマン帝国などの諸地域・国家について、普遍性、普遍主義、コスモポリタニズム、帝国支配と再編、デモクラシー、国際法(学)、広域秩序論、地政学など、多様な観点から研究会メンバーが本共同研究の共通枠組みを意識しつつ、具体的なテーマについて報告を行った。これらの中でとくに共同研究メンバーの関心を引き、本研究の成果の一つとして共有されたのは、今日の「宗派」「カースト」といった帰属集団への帰属意識は前近代においてはイスラーム・地中海・インドなどの諸地域において必ずしも今日ほど強固なものでなく、欧州の植民地支配において支配行政の観点から種々の「宗派」「カースト」「民族」などの分類が行われ、そうした人為的な分類が定着し、被治者の意識に浸透することにより、相互排他的な帰属意識として「宗派」「カースト」「民族」間の対立を生む原因となった、という事実である。これはこれまでの研究でも個々の国家内集団について論議され、一定程度論証されているが、本共同研究は、その広範な学際性を生かして、そうした事実が近代植民地支配の結果としてかなり広範に見られることを示すことができた。

4 年間の共同研究の最後を締めくくる意味を持った国際シンポジウムは、本共同研究の基本枠組みの一つである「文際的視点」に立脚した研究代表の国際法教科書 *International Law in a Transcivilizational World* がケンブリッジ大学出版局から 2017 年 2 月に出版されたため、その出版記念を兼ねて 3 月に行われた。このシンポジウムには、J. Crawford 国際司法裁判所判事、M. Reisman イェール大教授、李・ソウル大教授、易・北京大准教授など、世界を代表する国際法学者・実務家、A. Hurrell オックスフォード大教授、篠田・東京外語大教授などの国際政治学者、長尾・東大名誉教授などの法哲学者、M. Zachmann ベ

ルリン自由大教授などの東アジア研究者が事前に報告原稿を提出し、本共同研究の(3)の目的を、(1)(2)の目的と本共同研究の方法を意識して存分に論じ合った。本シンポジウムは、世界の国際法・国際政治・歴史学者、地域研究者から注目を集めており、すでに *American Journal of International Law* などの主要な国際法雑誌が *International Law in a Transcivilizational World* の書評、書評論文、複数の書評者による誌上シンポジウムなどを企画している。このことは、「研究開始当初の背景」に述べた、共同研究者たちと意見を交換し合う学者、法曹、外交官などを含む、助言と相互批判の国際的ネットワークが有効に機能したことを物語るものであり、日本からの研究成果の発信という重要な意味を持つことができたのではないかと思われる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 54 件)

長縄宣博, "Transimperial Muslims, The Modernizing State, and Local Politics in the Late Imperial Volga-Ural Region," *Kritika: Exploration in Russian and Eurasian History*, 18, 2017, pp. 417-436, 査読有.

篠田英朗「国際社会の立憲的性格の再検討 『ウェストファリア神話』批判の意味」『国際法外交雑誌』113-3, 2014, pp.374-396, 査読有.

黒木英充「二つの内戦を超えて シリア内戦の多層構造と『中東』の可変性」『日本中東学会年報』30(2), 2014, pp.137-144, 査読有.

姜東局「韓国国際政治学と概念史 媒介項「文明」の方法論的再構築」(韓国語)『概念と疎通』13, 2014, pp. 35-86, 査読有.  
[http://210.101.116.28/W\\_files/ftp42/0z300227\\_pv.pdf](http://210.101.116.28/W_files/ftp42/0z300227_pv.pdf)

[学会発表](計 81 件)

渡辺浩「從 Religion 到宗教：明治前期日本人的一些思考和理解」復旦大学文史研究院, 復旦大学(上海, 中国), 2016-12-06.

水谷智, "Trans-imperial Genealogies of Korea as a Protectorate: The Egypt Model in Japan's Politics of Colonial Comparison," The 2<sup>nd</sup> Todoku Conference, 高麗大学(ソウル, 韓国), 2016-10-09.

長縄宣博, "A Conservative Adaptation to Modernity? Adb Allah Al-Maadhi Goes to Hajj in 1910," Central Eurasian Studies Society Regional Conference, カザン連邦

大学 (カザン, タタールスタン),  
2016-06-02.

木畑洋一「近現代世界と帝国主義・植民地主  
義」日韓歴史家会議,ソウル大学校(ソウル,  
韓国)2015-11-07.

渡辺浩「『中華』と『文明』:以日本為例」「東  
亜視域中的『中華/中国』概念」国際学術検  
討会、台湾大学人文社会高等研究院(台北,  
台湾)2015-08-11.

〔図書〕(計73件)

大沼保昭, *International Law in a  
Transcivilizational World*, Cambridge  
University Press, 2017, 712.

大沼保昭, *Direito Internacional em  
Perspectiva Transcivilizacional*  
(*Transcivilizational Perspectives on  
International Law*, Leiden, Boston:  
Martinus Nijhoff, 2010, Portuguese ed.),  
Arraes Editores: Belo Horizonte, 2017,  
302.

渡辺浩『増補新装版:東アジアの王権と思想』  
東京大学出版会,2017,266.

山内進『増補:十字軍の思想』ちくま学芸文  
庫,2017,266.

大沼保昭, *Le droit international et le  
Japon: Une vision trans-civilisationnelle  
du monde*, Editions Pedone, Paris, 2016,  
398.

木畑洋一『チャーチル イギリス帝国と歩ん  
だ男』山川出版社,2016,86.

大沼保昭『「歴史認識」とは何か 対立の構  
図を超えて』中央公論新社,2015,168.

近藤信彰編『近世イスラーム国家史研究の現  
在』東京外国語大学アジアアフリカ言語文化  
研究所,2015,396.

大沼保昭他『戦後責任』岩波書店,2014,272.

平野千果子『フランス植民地主義と歴史認  
識』岩波書店,2014,360.

平野千果子『アフリカを活用する - フランス  
植民地からみた第一次世界大戦』人文書  
院,2014,166.

平野聡『「反日」中国の文明史』筑摩書房  
2014.270.

木畑洋一『二〇世紀の歴史』岩波書店,  
2014,276+18.

三牧聖子『戦争違法化運動の時代「危機の20  
年」のアメリカ国際関係思想』名古屋大学出  
版会,2014,358.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大沼保昭 (ONUMA Yasuaki)

学習院女子大学・国際文化交流学部・客員研  
究員 研究者番号:50009825

(2) 研究分担者

平野聡 (HIRANO Satoshi)

東京大学大学院・法学政治学研究科・教授  
研究者番号:00361460

渡辺浩 (WATANABE Hiroshi)

法政大学・法学部・教授

研究者番号:10009821

木畑洋一 (KIBATA Yoichi)

成城大学・法学部・教授

研究者番号:10012501

三ツ松誠 (MITSUMATSU Makoto)

佐賀大学・地域学歴史文化研究センター・講  
師 研究者番号:10712565

豊田哲也 (TOYODA Tetsuya)

国際教養大学・国際教養学部・准教授

研究者番号:40436506

姜東局 (KANG Dongkook)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号:80402387

水谷智 (MIZUTANI Satoshi)

同志社大学・グローバル地域文化学部・教授

研究者番号:90411074

中溝和弥 (NAKAMIZO Kazuya)

京都大学・アジアアフリカ地域研究科・教授

研究者番号:90596793

三牧聖子 (MIMAKI Seiko)

高崎経済大学・経済学部・准教授

研究者番号:60579019

浅野 豊実 (ASANO Toyomi)  
早稲田大学・政治経済学術院・教授  
研究者番号：60308244

黒木 英充 (KUROKI Hidemitsu)  
東京外国語大学・アジアアフリカ言語文化研  
究所・教授 研究者番号：20195580

長縄 宣博 (NAGANAWA Norihiro)  
北海道大学・スラブ・ユーラシア研究センタ  
ー・准教授 研究者番号：30451389

平野 千果子 (HIRANO Chikako)  
武蔵大学・人文学部・教授  
研究者番号：00319419

茂木 敏夫 (MOTEGI Toshio)  
東京女子大学・現代文化学部・教授  
研究者番号：10239577

佐々木 閑 (SASAKI Shizuka)  
花園大学・文学部・教授  
研究者番号：40225868

篠田 英朗 (SHINODA Hideo)  
東京外国語大学・大学院総合国際学研  
究院・教授 研究者番号：60314712

西 平等 (NISHI Taira)  
関西大学・法学部・教授  
研究者番号：60323656

(3)連携研究者  
小山 哲(KOYAMA Satoshi)  
京都大学・文学研究科・教授  
研究者番号：80215425

川島 真 (KAWASHIMA Shin)  
東京大学・総合文化研究科・教授  
研究者番号：90301861

山内 進(YAMAUCHI Susumu)  
一橋大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：20119366

(4)研究協力者  
新田 一郎(NITTA Ichiro)  
東京大学大学院・法学政治学研究科・教授  
研究者番号：40208252

馬場 紀寿(BABA Norihisa)  
東京大学・東洋文化研究所・准教授  
研究者番号：40431829

前川 一郎(MAEKAWA Ichiro)  
創価大学・国際教養学部・教授

研究者番号：10401431

半澤 朝彦(HANZAWA Asahiko)  
明治学院大学・国際学部・准教授  
研究者番号：80360882

福田 宏(FUKUDA Hiroshi)  
成城大学・法学部・准教授  
研究者番号：70325083

武内 進一 (TAKEUCHI Shinichi)  
独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済  
研究所・地域研究センター長  
研究者番号：60450459

地田 徹朗 (CHIDA Tetsuro)  
北海道大学・スラブ・ユーラシア研究センタ  
ー・助教 研究者番号：10612012

五野井 郁夫(GONOI Ikuo)  
高千穂大学・経営学部・教授  
研究者番号：50586310

伊達 聖伸(DATE Kiyonobu)  
上智大学・外国語学部・准教授  
研究者番号：90550004

山下 範久 (YAMASHITA Norihisa)  
立命館大学・国際関係学部・教授  
研究者番号：90333583

井上 幸孝 (INOUE Yukitaka)  
専修大学・文学部・教授  
研究者番号：20399075

大中 真 (ONAKA Makoto)  
桜美林大学・人文学系・准教授  
研究者番号：70310331

塩川 伸明 (Shiokawa Nobuaki)  
東京大学大学院・名誉教授  
研究者番号：なし

(海外研究協力者)  
李根寛 (Lee Keun-Gwan)  
ソウル国立大学・法学部・教授

朴培根 (Park Pae-Keun)  
釜山大学校・法学部法学科・教授

Urs Matthias Zachmann  
ベルリン自由大学教授・歴史文化学部・教授

易平 (Yi Ping)  
北京大学・法学院・副教授